

第2回埼玉県文化財保護活用大綱有識者会議 会議録

1 日時・場所

- (1) 日時 令和元年10月4日(金) 午後4時から午後6時
- (2) 場所 さいたま市民会館うらわ 605集会室

2 出席及び欠席の委員名

- (1) 出席委員 岩田泉委員、内田奈芳美委員、朽木宏委員、實松幸男委員、根岸茂夫委員(座長)、本奈代子委員

- (2) 欠席委員 なし

- (3) 埼玉県教育委員会

案浦久仁子課長、末木啓介副課長、森内優子文化財活用担当主幹、井上かおり博物館担当主幹、内田幸彦指定文化財担当主幹、大橋毅頭指定文化財担当主任、木山加奈子指定文化財担当主事

4 議 事

(司会・進行 末木副課長)

- (1) 開会(末木副課長)

- (2) 会議成立について確認(末木副課長) ※出席6名、欠席0名

- (3) 傍聴について 希望者なし

- (4) 各委員からの参考となる事例・取組の紹介

- (5) 大綱案説明と意見交換

①「総論」について

(座長) 総論の1だけ「ですます」調になっているのは気になる。

(文化資源課) 最初の宣言に近いという考えで「ですます」調にしている。並行して県内の博物館関係者にも意見を聞いている所で、違和感があると言われていいる。多くの方が違和感を持っているということであれば、直した方がよいと認識している。

(座長) 2段落目の文化財の例示に、自然や自然環境が入った方がよいと感じた。

(委員) 種類でいうと記念物みたいなものとなる。例示について、鉄剣は外せないが、例えば、今回の体制では建造物をどのようにして保存するかが大きなテー

マとなっている。妻沼聖天堂は県内唯一の国宝であるし入れてもらいたい。変わったところでは、一般の方が文化財と思わないようなものでは、文書館にある行政文書は重要文化財である。例示を増やして頂ければと思う。

(文化資源課) 自然や自然環境を含めた例示の充実、もう少し埼玉県について、こんなに良いものがあるということを謳ったほうがよいということか。了解した。

(座長) 文章がオリンピック・パラリンピックで止まってしまう感じがする。文化財の保存活用は、それ以降もやっていかないといけないのだという感じを出せないかと思う。オリパラが目的に落ち着いてしまうような感じを受けてしまうので、それを契機に更に進めていく、という文章があってもよい。

(委員) 大綱自体がどのくらいの期間で改定を目指しているのか。

(文化資源課) 大綱自体に期間は想定していない。ただし、社会情勢の変化や状況の変化に応じてマイナーチェンジが必要になると思う。早々に大きく変わることはないと思っており、次回以降は、これをベースに変えていくことになる。

(委員) オリンピック・パラリンピックについて、総論にも、29頁にも書かれている。これは1つの例示として、作成した時点の方向性として示されているものと思う。大綱が一定期間効力を維持するという意識であれば、そのような表記を考えて加えると良いと思う。

(委員) 近代的な文化財をどのように定義づけるかという時に、埼玉県にはモダニズム建築があるので、事例に入れてもらえればよい。

(座長) 今後も新しい文化財が増えていくはずであるという期待がある。近代建築は有名な建築家のものもある。

(委員) 耐震性の問題があるので、具体的な例示はできないと思うが、そのようなものもあるということには触れてもらいたい。これから時間が経過するにつれて新たな文化財が生まれることを謳ってもらえれば埼玉らしいと思う。

②「第1章 文化財の保存活用に関する考え方」について

(文化資源課) 第1章を作成するにあたり、置き所は悩んだ。大綱で1番言いたいところであるので、具体的に方向性を示している第4章の直前に置くのが望ましいのではないかとも思う。第1章が、これから埼玉県として文化財保存活用をどのようにしていきたいか、1番肝になるところである。

(委員) 保存と活用が矛盾するということは、文化財でもモノによると思う。使えば使うほど摩耗や消費されていくものもある一方で、建物は使わないと逆にダメになってしまうものである。また、人の目に触れないほうがよいものもあるとは思う。

(委員) 文化財の保存と活用のバランスについて、活用ということは文化財を活かして使うということと考えていたが、重要文化財を多く持つ地域では、文化財を観光資源として活用することとなっている。観光資源としての活用となると、見せているだけになるので、そのあたりが活用という言葉の定義の中で分けられるのではないか。今までの文化財は、観光資源としてただ見せているだけであるのに対し、今回の趣旨の中での活用は、国宝などは簡単に使えないけれど

も、文化的価値を認めつつ、判断できる人が活かした使い方をしていくということではないか。デービッド・アトキンソンが言っているのは、日本は文化財を保存しているだけで、観光資源としての活用は見せているだけであり、それは活用とは言わないということ。一般の方はそれが活用だと思うが、大綱の中で県が示す活用というものについて、言葉のあやかもしれないがどうかと思う。

(文化資源課) 活用の定義についてだが、神社仏閣に行って、参拝して国宝を見に行くことよりも、一步進んで実生活の中で活用できるものも、体験できるものもあるだろう。

(委員) 入口と料金所を設ければ活用になるということではない。

(座長) 全体として主語がどこなのかと思うところがある。私は、主語は県民ではないかとも思うが、全部県民にしていいかという、そうではない文章もある。

「地域の方々」などというところは、地域だけではなく県民すべてにわたってというスタンスを持った方がよいと感じた。もちろん地域の方は外せないが。

(文化資源課) 対象範囲について、大綱の方針を誰に発信したいのかを記述した部分がある。文章の中に主語を置かないといけない箇所があるし、特定の誰かに対する求めであることもある。大綱自体の送り先は、県内の市町村の文化・文化財行政担当者はもとより、地域において文化財の保存継承に関わる全ての県民の方、次世代への文化財の継承や担い手育成にかかわる学校や地域の関係者の方である。冗長になってしまうため、主語を省略している記述となっているが、特別に発信をする必要がある場合は、主語をつけているケースもある。主語が不明であるとの印象があるのであれば、パラグラフを章立てにして、大綱策定の趣旨の後に、誰に向かったのメッセージなのかを置くことによって、以降が分かりやすくなると思うので、検討してみる。

(委員) 文化財の種類によって活用の方法が違うということは重要であると思う。文化財の種別ごとに例示があってもよい。有形文化財の古文書の材質は紙であるし、建造物であれば、活用を考えると、安心安全というものがあって、建造物の中に人を入れるのはよいが、耐震の問題がある。日本でアトキンソンさんが言っているように活用できていないのはそのような事情がある。その旨承知をしていけばよいのではないか。日本の国土にあった上手な活用、できれば例示があってもよい。また、冒頭の ICOM についての記述であるが、博物館の他にも類縁施設がある。文化財を価値づけるのであれば、自治体史、県史などいろいろ入れるとよい。ICOM の大会テーマは、博物館はカルチャーハブとなるというものだったが、文化財のハブにもなるし、コア(核)にもなる。ところで、博物館・美術館等の写真撮影禁止の問題をここで挙げるのはどうかと思う。所有権、肖像権など権利の問題もある。これは、来館者の立場に立ったサービスの向上について、などとしてはどうか。

(文化資源課) 博物館、美術館を大切に思っているからこそ、今のままで本当によいのかということをはっきり述べている。検討したい。

(委員) 趣旨は理解できる。目線の問題である。利用者の増、理解者の増につながる

ることと思う。

(座長) いつも反省しつつ、進むという視点を強調すればよい。

(委員) 文化財は増えていくが人口は減っていく。結果として、担い手1人が守る文化財が増えていくというイメージなのか。

(文化資源課) 例えば、歌舞伎を100人の町で守っていたとして、人口が減ると1人あたりの負担は増えることになる。

(委員) 今まで守っていた人以外も取り込めばよい。今まで興味が無かった人にも広げていくことが重要である。

(文化資源課) 広げ方についても、学校教育の中で理解を深めて意識を持ってもらう。移住してきた人が守るということも考えられる。地域が大切に思うかどうかが一番大切なところである。先人は、その文化財を大切だと思うからこそ、しっかり守ってきた。現状では、地域の中で努力をしているところもあれば、そうでないところもある。

(座長) 文化財の観光資源としての活用に関する、京都と東京の例示は必要だろうか。

(文化資源課) 文化財保護法改正の考え方の中に、観光資源として活用できる、文化財自ら稼ぐという点も大切だという投げかけをもらっていると思っている。国宝が多い京都と1個もない都道府県が同じことができるわけではない。その地域に応じた活用の仕方があることを言いたかった。

(座長) 学校教育との関連の文章が、全体として無いように見える。一番の理念のところだと思う。学校教育を通じて、文化財、埼玉県文化や歴史を育んでいく内容があってもよい。

(文化資源課) 第1章には入っていない内容である。後の章の保存継承に関する箇所、次世代を担う子どもたちについて入れることとしたい。

(委員) 今、社会教育自体が知事部局、首長部局に動いてやってもよいという法律になっている。教育委員会で基本的に保存中心にやってきたことから、活用へシフトしている。公民館、図書館も部局が移り、指定管理を入れながら、活用の方に重点を置いて動いている。少子高齢化の中で、60歳以上の方の利用が中心となっており、若年層の利用が少なくなっている。そこで、学校との連携を重視して、若年層に活用してもらうことによって、将来的にその経験が活性化につながる。文化財についても同様ではないかと感じている。

(文化資源課) 専門的知識に裏付けされた、という文言は、そこを意識して書いている。教育委員会としては、今後も文化財行政をしっかりやっていくという気持ち強い。

(委員) 最終的に明るい未来に向かうようにしてほしい。未来につなぐ、つなげるということをキーワードにする。広がりも子どもから大人、外国の方まで、未来観を大事にして文化財を積極的に活用していく、という方向性が良い。

(文化資源課) 第1章には、ネガティブ感が見られるので、ポジティブ思考で書き方を見直したい。

(委員) SDGsのキーワードを入れて、幸せな未来観を出してはどうか。

③「第2章 本県の概要と特徴」について

意見なし

④「第3章 本県文化財を取り巻く課題」について

(委員) 県立博物館・美術館が730万県民に何をしてきたのかというところについてだが、観光的な活用は、県民だけを引き付けるものなのか。それ以上を目指すべきなのではないか。例えば近代美術館のインポッシブル・アーキテクチャー展は、県外からも多くの観覧者があった。

(座長) 博物館・美術館の利用状況について、2章の終盤で、学校教育との連携の実績の数値が出ており、3章の冒頭で入館者が90万人を超えることができる、というような文章があるが、では越えたらどうなのかという点も問題となるだろう。この文章の書き方は難しい。

(文化資源課) 博物館の入館者数が多くあるべきかというのは大変難しい所であり、度々議論になる。

(座長) 私もそう思う。多いから良いというわけでもない。結局数字で負けてしまうというところもあるが。

(委員) 数字は分かりやすいので使用するのには仕方がないが、例えば円空仏や絵馬、渋沢栄一などは、今となっては評価されているが、県立博物館で展示をした際にはそんなに注目されなかったものもある。ただ、あの時点できちんと展示をしておいた結果が文化財として光を当てることとなったり、今大河ドラマに取り上げられるなどの成果に繋がっている。入館者数はもちろん大事だが、展示のクオリティもきちんと入れるような評価をしていただくと、本当の意味での魅力的で質の高い特別展、企画展に繋がると思う。そういう意味では大綱の資料の最後に県で実施した企画展示の一覧を出していただきたい、それを見ると、こんな時期にもうこんなことをやっていたんだ、といったようなことがわかる。

(文化資源課) ページを使うかもしれないが、20年分くらいは入れるようにしたい。

(委員) 良いことと思う。蓄積という意味では、調査報告書の一覧があると良い。また、ゲームとかアニメについては、例えば徳川美術館などでもコラボをしているが、そこの学芸員は1回来るだけではだめだと言っている。本物で勝負しないと将来まで続かないので、最初はキャラクター目当てで来館するが、それだけでなく真面目な刀剣の見方だとか作り方だとか、そういうきちんとした講座をやれば今の若者も来る。やはり博物館は本物の価値というか、クオリティが大切である。それで勝負できるようになれば入館者数に左右されない。博物館がいろいろな人とつながる手立てとしては、アニメ等もよいと思う。一方で、文化財の価値も見落とさないようにしなければならない。

(座長) 文化財の価値を創造していくというような文章をどこかに入れるとよい。

(文化資源課) 一時的にVR、AR、アニメを使うということだけでなく、そこを踏まえ

つつ、価値を伝えるようにしたい。

(座長) 価値をどんどん新しく作り上げていくことが重要である。

(委員) 稼ぐのが悪いという意味ではない。どんどんやっていいと思う。ただし、間違えると、博物館でなくてもいいではないか、テーマパークでいいということになってしまう。

(座長) 第1章について、いろいろな議論があったので、第2～3章もそれに沿った形で修正をお願いしたい。

⑤「第4章 文化財の保存活用の目指すべき方向性」について

(委員) 「地域に所在する文化財について、地域自らが保存活用の在り方や取り組みを検討できるよう」に行う助言とは、市町村からの求めに応じて助言するのか、そうではなく県の指示、指導のような意味合いの強い助言なのか。

(文化資源課) 指示、指導ではない。まったく県のサポートの必要がない自治体もあるかもしれないが、一方で文化財の担当職員が1～2名の自治体もあり、各々の持つ文化財の課題や地域の状況も異なっている。実際に、少し文化財の体制が弱いと感じる市町村もある。第一義的には地域が頑張るのであれば、地域が頑張っていたとということだと思う。ただ、専門的な知見など、足りないところには求めに応じてサポートをしていくということを考えている。

(委員) なるほど。啓発活動をしながら、意識を持っていただいて、それでうちの自治体はいまいちだから力を入れなきゃというところで助言をしていくということでしょうか。

(文化資源課) 例えば文化財保存活用地域計画を作っている自治体の協議会には県職員が委員に入っている。そういった形での助言もあると思う。

(委員) 承知した。

(座長) 協議・助言などという言い方を入れてみては。

(文化資源課) 市町村と県との関係でできることは、法律上読み解く必要がある。レベルで言えば同じ地方自治体なので、その上でどういった表現をするか。協議的な意味合いの表現を加えたい。

(委員) あまり市町村に対する縛りが強くなってしまふとよくない。

(文化資源課) 助言は法を意識させるので、助言は使わず一般に使われる支援やサポートなどの言い方を検討したい。

(委員) 文化財を守り、活用していく上で、まちづくりと両輪でやらなければ効果が出ないという点は感じているが、実際に現場でどう実現するかを考えた時に、行政で言えば課をまたいで連携をすることは難しいと感じる。突き詰めると目的が違うので、足並みを揃えてやっていくのは難しい。足並みを揃えることを考えると、文化財同士の、自治体をまたいだ連携の方がやりやすいのではないかと思う。そういうことを支援していくという文面はあるか。

(座長) 確かに、県と市町村という記述はあるが、市町村同士を県がうまくまとめてサポートするというのではない。

(委員) そういったプラットフォームを作ることで、情報発信でもよい。シナジ

一効果もあると思う。建物の防災等は個別の対応で仕方ないと思うが。

(委員) 参考事例として紹介された、日光街道六宿連携スタンプラリーが好例であろう。

(委員) こういうアイテムというか、中のクオリティに関しては博物館や文化財担当課が監修等した方が良い。実際のガイドはボランティアがやっており、そういった意味でもいろいろな拡がりができる。

(文化資源課) 最近国指定になった古秩父湾は複数の市町村にまたがっており、それぞれの地域が一緒になって、現在保存活用計画を作っている。それぞれが自分のところにある文化財を意識して、それぞれの地域でどうしていくかということをもとめている。プラットフォームをどう作っていくかというのは、それを県が作るのか、地域の中での話し合いの中で作っていくものに県がどういうサポートをできるのか、その辺が少し微妙なところである。

(委員) 連携というところで、建築士会の記述がある。専門的な人材が不足しているということであるが、埼玉建築士会もようやく2年前からヘリテージマネージャーの制度を作って、専門家育成をしている。現在60人程度。ここにその言葉が入ってくると嬉しい。全国の建築士会がやっている制度なので、横のつながりもある。

(文化資源課) 検討する。

(座長) 前の部分で話すべきであったが、例えば埼玉は文化財保護協会があって、市町村と県の人たちが連携して、会誌『埼玉の文化財』を作ったり、講座を実施したり、いろいろなことをやっている。そういった取り組みをもう少し位置づけたり、それを使ってうまく市町村や県の文化財の担当者がお互いに活用したりできるようなところをもう少し表に出しても良いのではないかと思う。それから、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会があり、県立文書館や、資料館、市町村史の編纂担当とかで、一緒に様々な事業を行っている。そういうものについてもっと記述して、さらに支援するようなことを入れたほうが良い。

(文化資源課) 現状は防災のところでは書いていない。

(座長) どこかに入れていただいて、そういう団体が埼玉にあるのだということを強調した方が良い。

(文化資源課) 5章の連携体制のところ、こういう人たちがこういうことをやっているということを書いている。ただ、この章立ては具体的に何をしていくかという章立てなので、役割だけを書くのではなく、そこを活用して何をすることを書けるか、検討する。

(委員) 小規模自治体の支援ということについて、連携や調整は県の役割として非常に重要だと思うが、事務的調整だけではなく県全体の大きなストーリーを提供することも県の役割なのではないかと思った。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーの意味が良くわからない。何がレガシーになるのか。

(文化資源課) 書かないわけにはいかないものと思っている。我々が言うレガシーは2つあり、ひとつは「オリパラおもてなしミュージアム」という事業がある。そこで数年かけてインバウンドへの対応ということで、多言語化を進めてきた。

- それをしっかり引きついでいき、外国人の利用に対する努力をしていかなければならないということ。もうひとつは、オリンピック・パラリンピックの時期に埼玉県の文化について特別展を実施するので、そのノウハウや資料をしっかりと引き継いでいくということである。レガシーの説明が不十分であった。
- (座長) 具体的に書いていただければみんな納得すると思う。
- (委員) 一般に、オリンピックのレガシーというと、できた施設をどうするかということが大きいので、そちらをイメージしてしまう。説明を入れてほしい。
- (委員) 県の基本計画や教育振興基本計画などに縛りがあってこの言葉を入れなければいけないということではないのか。
- (文化資源課) このタイミングで作るもので、かつ、オリンピックを契機にこれだけ博物館の施設を充実したというところがあるので、それをしっかり受け継いでいくということはやはり書かざるを得ない。実施したものはしっかりと受け継いでいかなければいけないので、バランスも含めて検討したい。
- (委員) 大綱が10年をスパンとして改訂していく計画があるのであれば、この時期のこととして入れることは問題ないと思うが、一度作ってしばらく同じとなると、課題のデータ等についても、現状では異論のないものであっても、5年後使えるものになっているのか、という話だと思う。この大綱の下に基本計画等を作る予定があれば、そこで詳しく書けばよいが、大綱で全部県の意思を示すことになるので、その辺を考えながら、明るい未来を描く必要がある。
- (委員) オリンピック・パラリンピックは、多くの国民が共有できる経験だと思う。そういう立場に立って、あとは、施設という意味ではサッカーワールドカップあたりから始めてもいいのかもしれない。
- (委員) 今までの取組みとして、どこかで日本遺産の話を入れたほうが良いのではないか。県の取組みではないが、行田市の足袋蔵のまちは、足袋だけでなく城下も含めており、そこがとても良いと思う。城があり、城下町があったから、足袋ができた。
- (文化資源課) 例えば第1章の例示の中に入れてはどうか。
- (座長) そう思う。
- (委員) 川越の重要伝統的建造物群も、一件しかないものなので入れてはどうか。
- (文化資源課) 検討する。
- (委員) 新しい制度を入れる動きを支援するというような感じでもよいのではないか。

⑥「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」について

- (委員) 県の事情なので分からないが、なぜ図書館が外れているのか。
- (文化資源課) 図書館は今回対象としていない。図書館を入れると生涯学習、社会教育のジャンルに入ってきてしまう。文書館は入るが、あくまでも文化財に関わる機関ということである。
- (委員) 図書館は現実として、絵図等の郷土資料を持っている。あくまで教育委員会内部なので、類縁施設は入れてもよいと思う。農林研究所などを入れ出すと

大変だが。

(文化資源課) 例えば県にも教育局以外の博物館があり、そこは対象にしていない。

あくまでも教育局の施設と対象している。そこは難しい所である。

(座長) 教育局以外だと平和資料館とか、他にもあるか。

(文化資源課) 水族館がある。ここまで広げると、書きぶり一つ一つから変わってくるので、難しい。教育局が所掌している図書館くらいを少し書くことはできないわけではないが、図書館を所掌範囲にしてしまうと、図書館に対してもどうしていくのかを書かなければならなくなってくる。例えば、少し文書を扱っているというような書き方はできると思う。(事務局)

(委員) 類縁施設という言い方が確かあったと思うので、それでいいのではと思う。

図書館から市立郷土資料館へ毎年照会が来る。向こうからすればこちらが類縁施設である。

(事務局) 検討させてほしい。

(座長) こども全体として未来志向の文章にさせていただくと良いと思う。

(6) 閉会